（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第二十条　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正前	改正後
目次 ［第一章～第四章　略］ 第五章　雑則（第十八条―第二十二条） 附則 （財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する権限の関東財務局長への委任） **第二十二条**　金融商品取引法施行令第三十九条第二項各号に掲げる権限（財務報告に係る内部統制及び内部統制監査に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 ２　金融商品取引法施行令第四十四条の三第一項に規定する権限（財務報告に係る内部統制に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	目次 ［第一章～第四章　同上］ 第五章　雑則（第十八条―第二十一条） 附則 ［条を加える。］

（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正）

第二十一条　証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した章を加える。

改正前	改正後
目次 ［第一章・第二章　略］ ［第三章　外国証券情報の提供又は公表（第十二条―第十七条）］ ［第四章　雑則（第十八条）］ 附則 **第四章**　雑則 （特定情報の提供又は公表に関する権限の関東財務局長への委任） **第十八条**　法第二十七条の三十五の規定による権限に係る令第四十四条の三第四項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	目次 ［第一章・第二章　同上］ ［第三章　外国証券情報の提供又は公表（第十二条―第十七条）］ 附則 ［章を加える。］

（金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令の一部改正）

第二十二条　金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正前	改正後
（適用除外有価証券等） **第二条**　金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第十四条の十五第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 ［一・二　略］	（適用除外有価証券等） **第二条**　金融商品取引法施行令（以下この条及び第十条において「令」という。）第十四条の十五第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 ［一・二　同上］